

ZENSATO Monthly

全里マンスリー

2020年5月号 VOL.125.

2020年5月8日(金)(公財)全国里親会

◆全国里親会◆

新事務局長 吉田啓悦 ごあいさつ

この度、令和2年4月1日より就任いたしました吉田啓悦と申します。

里親制度についてまだまだ知らないことが多々ありますが、四十数年間地方行政に関わってきた知識を生かし里親子のための一助になれるよう努力をしまいにまいります。

また、河内会長は昨今の児童虐待や貧困という児童の心身に暗い陰を生じるような社会問題をとおして、子どもは国の宝であり、われわれ国民ひとりひとりが全ての子どもを守っていく義務があると述べられております。私も里親信条を胸に抱き、河内会長や各役員並びに全国の里親会の方たちと共に、全国里親会が児童の健全な育成に貢献できるよう、一歩一歩前に進んでまいります。

新型コロナウイルス、里親にできること

新型コロナウイルスの感染がなかなか終息しなななかで、家庭内感染が問題になっています。夫婦が感染し、子どもが陰性の場合、児童相談所でも一時保護をする自治体が多くなっています。

そこで全国里親会としては、こうした子どもの一時保護委託が可能な里親について、ホームページでアンケート及び募集をしています。メーリングでもお知らせをしています。5月中旬には、地域の里親会にも協力をお願いする予定です。

◆厚生労働省関連◆

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

政府は3月28日、新型コロナウイルス感染症への対策の基本方針を示しました。その後4月16日に変更し、全国里親会にも通知がきています。

3月26日に対策特別措置法の改定が行われ、対策本部が設置されました。緊急事態宣言が発出されています。「三つの密」を避けるなどによってクラスターの発生を封じ込めるなどの取り組みが進められています。

新型コロナウイルス感染については連日マスコミ報道されており、私たちも感染拡大を防ぐよう協力していきましょう。

里親家庭、コロナ給付金について

4月27日付で総務省から都道府県(市)に対して「施設入所等児童等に係る特別定額給付金関係事務処理について」という通知がでています。これは里親家庭も対象になるものです。給付金は世帯ごとになされますが、ケースによっては個人に給付されま

す。

社会的養護の子どもは都道府県が担当していますが、実際の事務処理、給付は市町村が行うので注意したいものです。通知では、追って厚生労働省からも通知するとしています。

養育中の里親には児童相談所を通じて連絡があると思いますが、住民票を移していなかったり最近措置されたばかりだったりすると見落としがあるかも知れません。

国の奨学金について

今年度から社会的養護の子どもたちについて、国の給付型奨学金が大幅に充実しています。来年度、大学や専門学校に入学する里子がいる場合、早めに高校に進学の旨を知らせておきましょう。

また現在、貸与型奨学金を受けている人については給付型に切り替えましょう。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/_icsFiles/afieldfile/2020/03/25/kakei_kyuhen_annai.pdf

児童虐待防止推進月間、標語募集

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室では、虐待防止の意識啓発を図る目的で標語を募集しています。

募集資格は特になく、締め切りは6月17日(水)。募集要綱は下記のホームページにアップされていますのでぜひチャレンジしてみてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000203559_0006.html

◆その他◆

家庭内コロナ感染と育児、里親に何ができるか

新型コロナウイルスの感染で、家庭内感染が話題になっています。

4月下旬、大阪府の吉村洋文知事は、子どもの質問に答える形で、親が感染した場合の子どもの暮らしは福祉施設や里親を活用したいとコメントしました。しかし、翌日にはホテルを用意する、ホテルで生活してほしいということになりました。

大阪府の吉村知事が発言したことによって、里親からもネット上などでさまざまな発言がありました。

里親の命を危険にさらすようなことはしてはいけない、という意見があり、一方では、困っている子どもの役に立ちたい、という声もありました。

里親が感染した場合の補償の問題、あるいはショートステイ里親を活用して地域で支援すべきだ、などさまざまな声が寄せられています。